

令和4年度の転園を希望する方へ

新年度に向けた転園手続きについてお知らせします。

市内の他の認可保育所等への転園を希望する方

1 提出書類

- (1) 異動届
- (2) 教育・保育給付認定(変更)申請書
- (3) 転園届
- (4) 就労証明書 または 就労状況申告書
その他保育を必要とすることを証明する書類

園内にありますので、
希望者は、お声掛けください。

(5) 住民税課税額証明書

令和2年中(1月1日から12月31日)に育児休業を取得しており、
令和2年1月1日時点で、市外在住の方は、令和2年度の住民税課税証明書が必要です。

※川崎市で、対象年度の税情報が確認できる場合は提出不要です。

(詳細は、お住まいの地区の担当窓口まで御確認ください。)

※平成31年中から令和2年中まで育児休業を取得しており、平成31年1月1日時点で、
市外在住の方は、平成31年度(平成30年分)の証明書が必要です。

※平成30年中から令和2年中まで育児休業を取得しており、平成30年1月1日時点で、
市外在住の方は、平成30年度(平成29年分)の証明書が必要です。

- (6) 転居予定の場合には、転居先・転居日の分かる書類(賃貸借契約書(写し)、不動産売買契約書(写し)、社宅・寮に入居予定であることを示す会社発行の証明等)

※ (2)(3)の個人番号記載欄に個人番号(マイナンバー)をご記入ください。

(窓口で提出される場合)

次のとおり、確認書類の提示をお願いします。

- ① 申込者の個人番号確認書類(マイナンバーカード又はマイナンバー通知カード)
- ② 申込者の本人確認書類

顔写真付の身元確認書類1点(運転免許証、旅券等)又は

顔写真のない身元確認書類2点(健康保険の被保険者証、国民年金手帳等)

(保育所等に提出または郵送の場合)

上記①、②の書類の写しと提出書類を封筒に封入の上、ご提出ください。

2 提出場所

現在利用している保育所等または

お住まいの地区の区役所児童家庭課・地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当

※下のお子さんの新規申請と併せて手続きをされる方は、

区役所児童家庭課・地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当へご提出ください。

3 提出期限

保育所等に提出の場合 令和3年10月29日(金)まで

郵送の場合 令和3年10月29日(金)消印有効

区役所等に提出(持参のみ)の場合 令和3年11月10日(水)まで

書類不備の場合は受理できないことがありますので、早めの提出をお願いします。

- ※ 転園希望は年度内に限り有効です。
- ※ 現在転園希望をされている方で4月も転園希望の場合は、再度お申込みが必要です。
- ※ 育児休業取得中の方は転園できません。(育児休業明け復職予定であれば申込み可能)
- ※ 転園先に内定した場合は、現在の保育所等に戻ることはできません。

川崎市外の認可保育所等を希望する方(転居・転勤予定の方)

希望される保育所等を管轄する市区町村に、締切日・必要書類等をご確認いただき、締切日の1週間前までに、保育所等の申込みに必要な書類一式をお住まいの地区の区役所児童家庭課または地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当へご提出ください。

【お問合せ先(担当窓口)】

お住まいの地区の区役所児童家庭課または地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当

川崎区役所児童家庭課 TEL:044-201-3219

川崎区大師地区健康福祉ステーション 児童家庭サービス担当 TEL:044-271-0150

川崎区田島地区健康福祉ステーション 児童家庭サービス担当 TEL:044-322-1999

幸区役所児童家庭課 TEL:044-556-6688

中原区役所児童家庭課 TEL:044-744-3263

高津区役所児童家庭課 TEL:044-861-3250

宮前区役所児童家庭課 TEL:044-856-3258

多摩区役所児童家庭課 TEL:044-935-3297

麻生区役所児童家庭課 TEL:044-965-5158